

1 総則について

◆ 基本的役割の内容について

〈構成員の主な意見〉

- ・ 社会参加を促進するための活動の場については、制度としては児童館施策があるため、健全育成の場としての社会参加を受け止める場がもう少し具体的に分かるような書きぶりが必要ではないか。
- ・ 補完という意味をきちんと定義して、学童保育で受け入れることをバックアップしていくために、例えば職員に対して専門的な助言を行っていくことや、あるいはここでしかできない個別的な支援の意味合いをもっと強調してはどうか。
- ・ まず一般施策で障害のある子も受け入れることが明確に書かれ、それでは足りない子の場合、一人ひとりの子どものアセスメントを丁寧に行い、色々なサービスがあるということを明確にすべきではないか。
- ・ 総則等を書く際の理念的な把握として、一般施策との関係やサービス利用の在り方を含め、何を前提とすべきかを固めることも必要ではないか。
- ・ 支給決定にあたっては、この子は学校の児童クラブでもやっていける、この子は難しいということを相談支援がきちんとアセスメントをしていくことが必要ではないか。
- ・ 放課後等デイサービスは様々な資源の中の一つとしての位置づけであり、ガイドラインはその中の一つの役割であることから、様々な資源を使っていくこと自体を放課後等デイサービスに求めるべきではなく、それはむしろ相談支援においてしっかり行うべきではないか。
- ・ 特別支援学校では個別の教育支援計画を作っていることから、それらを活用できるシステムにする必要があるのではないか。
- ・ 放課後児童クラブは放課後健全育成事業として保護者の就労が要件となっているが、放課後等デイサービスは保護者の就労を要件とはしておらず、そもそも出発点が違うのではないか。

◆ ①基本的姿勢の内容について

〈構成員の主な意見〉

- ・ 放課後等デイサービスの対象の年齢幅、ライフステージの課題が違う者、障害種別が違う者がいる事業ではあるが、総則では全体に係るような書きぶりにすべきではないか。細かい内容をどこに記載するかは全体をみて考えながら、特に、アイデンティティや自己決定は、中学生、高校生にとって大事な活動であり、放課後等デイサービスの枠組みをはっきりさせながら、総則は広くとらえるべき。
- ・ 一人ひとりの個別性に配慮した支援や、あるいは障害にきちんと着目した支援は必要であり、そこにこそ放課後等デイサービスの専門性、存在意義、固有性があり、その点を明確にすることが必要ではないか。

◆ ②基本活動の内容について

〈構成員の主な意見〉

- ・ 「経験させる」や「味わえるようにし」、「感じられるように」は子ども主体ではなくなっているため、子どもを主語にした書きぶりにすべきではないか。また、「愛情豊かで思慮深い大人」は意味がよく分からないので、削除してはどうか。
- ・ 「放課後等デイサービス計画」という表記は事業所の計画のように見えてしまうことから、これが個別支援計画とイコールであることをきちんとわかるように書くべき。
- ・ 放課後等デイサービスの対象である「心身の変化の大きい学齢期から特別支援学校高等部」について、特別支援学級や通級の子についても、調整や関わりを求めていることが多いことから、放課後等デイサービスの対象年齢などは一般的な用語で記載してはどうか。

2 設置者・管理者向け、児童発達支援管理責任者向け、従業者向けガイドラインの構成について

◆ 設置者・管理者向け、児童発達支援管理責任者向け、従業者向けガイドラインに盛りこむべき要素について

〈構成員の主な意見〉

- ・ 設置者・管理者向け、児童発達支援管理責任者向けに関連して、基本的に第三者評価を大前提とすべき。事業所ができていると思っていることと、標準的なものから最低限をきちんと保っているかを判断することは重要な観点であるが、現状最低限の基準は示されていないことから、第三者評価ができるレベルの明確な基準を持つべき。
- ・ 支援手法には、最低限のものがある程度方法論も含め盛り込むべきであり、それにより研修、実践、評価を担保できれば第三者評価まで踏み込むことができるのではないか。
- ・ 事業所に過度な負担、過度な期待が寄り、あまりに大きな課題がガイドラインに盛り込まれすぎると、従業者が読まないということが危惧されるが、何か困った時に事業所が何を頼りにして問題を解決したらよいかの道筋を、教科書的にでも示す必要があるのではないか。
- ・ 支援のスキルアップと関係して、コミュニケーション支援や意思決定支援は、特に重度重複障害をもつ重症児に関しては彼らのわずかなサインを見逃さないこと、またそれを通じて自己達成感をもつことから重要であることから、特に児童発達支援管理責任者や直接処遇職員にはその部分を伝える必要があるのではないか。
- ・ 設置者・管理者向けガイドライン「関係機関や保護者との連携」の「保育所・児童発達支援事業所との連携」について、幼稚園や認定こども園が含まれていないが、例えば「保育所、幼稚園、認定こども園など」と他のものも読めるような書きぶりにする必要があるのではないか。
- ・ ガイドラインに「関係機関との連携」について触れる際には、一般施策や、要保護児童対策地域協議会などの社会的養護の分野の関係機関も含めた幅広い連携先を明記することが必要ではないか。

3 家族支援について

◆ 総則、各役割別ガイドラインに盛りこむべき家族支援の内容について

〈構成員の主な意見〉

- ・ 一定の専門性をもって、子どもと母親の両方がより生活しやすいやり取りの仕方を一定程度覚えることができるパッケージを常備する必要があり、そのためにペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムのようなスキルを、特に児童発達支援管理責任者にはもってもらふことを前提として、きちんと位置付ける必要があるのではないか。
- ・ 家族支援については、子どもの家族の中での立ち位置、家族との距離感、子どもの評価、発達の状況、置かれている状況、家族の構造などをしっかり聞き取りながら、子どものことを評価できる形にすべきであり、単に話を聞いただけや預かるだけでは家族支援とは言えないのではないか。そのためには、家族支援がどういうものであるか、情報収集も含めて、示す必要があるのではないか。
- ・ ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは大切であるが、それが方法論的な言葉に使われると誤解を招くことから、表記を変える、あるいは並列で書くなどの工夫が必要ではないか。
- ・ 保護者のニーズや相談に対応できることが家族支援につながることから、研修と絡めながら、障害のある子どもに限らず、子どもの発達に合わせた支援が出来て、かつ保護者の日常的な相談に対応できることが家族支援の基本になるのではないか。
- ・ 就労支援というよりも、基本的には親に対する時間の保障であり、日々介護や子育てに追われがちな親に対して、自分のために使える一定の時間の保障という意味合いで、家族支援の中に位置づけを明確化してはどうか。
- ・ 障害児支援においても親が自分だけで抱え込まないように、もっと前の段階から身近な地域で気兼ねなく相談できる体制をつくっていく視点が重要。そのためには、身近な社会資源としての位置づけが重要であり、そこから次につながる連携した支援の必要性を明確にし、予防や予防型支援などの言葉も使いながら、家族支援の中で書くのはどうか。
- ・ 就労している親が1か所の事業では補い切れず3か所程併用している実態もあり、複数事業所の併用が今後この増えていくのであれば、事業所としてどのような対策をとり、どのように情報共有するのかを書き込むべきではないか。
- ・ 家族支援という視点では、事業所は保護者と近い距離に存在していることから、ごく当たり前のことであれ、日々のコミュニケーションをしっかり行うことの意識付けは必要ではないか。また、就労支援についても、直接的な支援でないにしても、子どもの成育環境を整える点で非常に重要であり、その視点は入れるべき。

4 その他

〈構成員の主な意見〉

- ・ 支援が放課後、土日、長期休暇の3つの内容に分かれる中、学校の中で教える内容と放課後等デイサービスとの関係性は非常に難しく、放課後等デイサービスを色々なスタイルでうまくいっているところやそうでないところがあることを鑑みると、先進的にやっているところにブレーキをかけていけないよう、ある程度は細かくしながらも、細かすぎないよう注意が必要ではないか。